さいたま市告示第６２号

さいたま市市税等徴収金収納業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和８年１月１９日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

さいたま市市税等徴収金収納業務

⑵　履行場所

さいたま市大宮区吉敷町１－１２４－１外

⑶　業務内容

さいたま市市税徴収金収納業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、税徴収金の消込（収入整理）業務、過誤納金の還付・充当業務及び口座振替業務を行う。

⑷　履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下、「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「電算」、営業品目（大分類）「電算業務」で登載されている者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　本入札の告示日において、本市内に本店または支店・営業所などを有している者であること。

⑸　一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（ＪＩＳＱ１５００１）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準ＪＩＳＱ２７００１（ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１）の認定を受けている者であること。

３　入札手続の方法

　本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和７年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

４　入札説明書等の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

⑴　さいたま市ホームページ

[***https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p118614.html***](https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p118614.html)

⑵　交付期間

本入札の告示日から令和８年２月９日（月）午後５時１５分まで

５　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

⑵　受付期間

本入札の告示日から令和８年２月９日（月）午後５時１５分まで

６　競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局税務部収納対策課

担当　収納管理係　電話　０４８（８２９）１１６７

⑵　交付日時

令和８年２月１３日（金）午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑶　その他

郵送希望者については、５の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

７　入札手続等

⑴　入札方法

　　総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札書の提出方法及び提出期間

　　　ア　提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望するものが電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送または持参による紙での入札を受け付ける。

　　　イ　提出期間

令和８年２月１３日（金）から令和８年２月２５日（水）（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵郵便により提出すること。）

　　　ウ　郵送又は持参による場合の入札書の提出先

　　　　　〒３３０－９５８８

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局税務部収納対策課

⑶　開札の日次及び場所

　　ア　日時

令和８年２月２７日（金）午前１０時００分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局税務部税制課

⑷　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

　　⑸　最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

⑹　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為を行ってはならない。

⑻　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局税務部税制課

電話　０４８（８２９）１１６０　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

８　契約手続等

⑴　契約保証金

　　　契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

　　要

⑶　議決の要否

　　否

９　その他

⑴　入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

⑵　契約条項等は、さいたま市財政局税務部収納対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

[***https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html***](https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html)

⑶　詳細は、入札説明書による。